

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年7月1日現在

福島県		出荷制限	攝取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			1市5町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市5町2村 ^{※2}		—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、大栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 楢倉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(ごごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(ごごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町		—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字巣巣岳、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される小豆を除く。)		—
大豆	福島市(旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塙村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧浜川村の区域に限る。)、本宮市(旧木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村及び旧太田村の区域に限る。)、大玉村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうら東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
水産物	水産物29種 ^{※7}	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※8}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イシジの肉	全域	6市10町4村 ^{※9}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*2 南相馬市・東日本電力株式会社原町火力発電所から往復約2キロメートルの範囲内に位置する、美和地区、猪俣地区、川俣地区、波田地区、内村地区(東京電力リカバリー原町火力発電所)。

行及び八幡市大字和田の区域に限る)、川俣村(山木の区域に限る)、富岡町、大泉町、双葉町、浪江町、美和村及び御簸村

※福島県相馬市平成24年3月30日付で「指針に沿う」として設定された範囲を除く区域に限る。)、根岸町・富岡町(平成25年3月7日付け指針により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、根岸町・富岡町(平成25年5月7日付け指針により設定された被災困難区域に限る)。

*6 福島県福島市(平成24年3月30日付け指示により設置された居住制限区域)及び(避難指示解除準備区域)に隣接する(川俣町)(平成25年5月3日付け指示により設置された居住制限区域)及び(川俣町)(平成25年5月3日付け指示により設置された居住制限区域)に隣接する(川俣町)(平成25年5月3日付け指示により設置された居住制限区域)及び(川俣町)(平成24年4月30日付け指示により設置された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に隣接する)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設置された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に隣接する)、浪江町(平成25年5月7日付け指示により設置された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に隣接する)、浪江町(平成25年5月7日付け指示により設置された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に隣接する)及び飯坂町(平成24年4月30日付け指示により設置された居住制限区域又は避難指示解除準備区域に隣接する)。

※6) 本件は、(平成25年5月7日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る)。各地区の「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る)。(高砂町(平成25年5月7日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る))、(鷹見町(平成25年5月7日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る))、(須坂町(平成25年5月7日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る))、(大町村(平成25年11月30日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る))、(草薙町(平成25年5月7日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る))、(湯郷町(平成25年5月7日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る))、(内川町(平成25年3月30日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る))、(鶴尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る))及び(篠山村(平成24年6月15日付け指示により設定された)「避難指示解除準備区域」を除く(区域に限る))。

※7 アイナム、アシジクタラム、イカヅチ（ウメバチ）、イガゲレイ、ウメバチ、ウミタコグ、エゾノイサナム、カサゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロゾイ、クロダイ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、ズスキ、ナガサカ、ヌマガレイ、ハバゲレイ、ヒンガング、ヒラメ、ホシガレイ、マダラ、マコガレイ、マツカセ、マツカツリ、ルソウ、スズガレイ、マツガレイ

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成27年7月1日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成27年7月1日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年7月1日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成27年7月1日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年7月1日現在

福島県		出荷制限	
米（平成26年度）	H28.3.20～：福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により指定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年9月7日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、猪俣村（平成24年3月7日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年6月15日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）他の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除外。）		
穀類	H27.3.20～：福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年9月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、猪俣村（平成25年3月7日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）他の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除外。）及び穀類粉		
米（平成27年度）	H28.4.20～：福島県南相馬市（平成24年3月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により指定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により指定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、猪苗町、富岡町（平成25年9月7日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成24年6月15日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る。）他の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除外。）		
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H23.6.8～：牧元瀬、猪苗瀬及び小野川瀬並びにこれらの中間に流入する河川、長瀬川（鹿川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の両鹿川（支流を含む。）		
ヤマメ（稚稚を除く。）	H24.3.29～：新田川（支流を含む。） H24.3.29～：大田川（支流を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流を除く。） H24.4.24～：猪苗代湖（猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし鶴川を除く。）及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）		
ウグイ	H23.8.17～：高野川（支流を含む。） H23.8.27～：猪苗川のうち喜多方ダムの下流（支流を含む。） H24.3.29～：猪苗川、猪苗川及び小野川瀬並びにこれらの中間に流入する河川、長瀬川（鹿川との合流点から上流部分に限る。） H24.4.24～：猪苗代湖（猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし鶴川及びその支流を除く。）及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。）		
ウナギ	H23.8.27～：阿武隈川のうち喜多方ダムの下流（支流を含む。）、高野川（支流を含む。） H24.4.5～：阿武隈川（支流を含む。） H24.4.12～：猪川（支流に限る。）		
アユ（稚稚を除く。）	H24.5.24～H27.3.30解除：猪苗川の久慈川のうち喜多方ダムの上流（支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。） H24.4.24～：猪苗川（支流を含む。） H24.4.24～H26.8.25解除：只見川のうち名木ダムから上田ダムの間（支流を含む。） H24.4.24～H26.12.11解除：只見川のうち上庄ダムの下流（支流を含む。） H24.4.24～H27.1.14解除：日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）		
イワナ（稚稚を除く。）	H24.4.27～：牧元瀬、小野川瀬及び猪苗瀬並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、只見川のうち名木ダム下流（支流を含む。）、只見川のうち本名木ダムから上田ダムの間（支流を含む。）及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）並びに日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。） H24.5.31～H24.9.19解除：猪苗川（支流を含む。）		
コイ（稚稚を除く。）	H24.8.15～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方ダムの下流（支流を含む。） H28.8.15～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方ダムの上流（支流を含む。）		
フナ（稚稚を除く。）	H24.4.27～：牧元瀬、小野川瀬及び猪苗瀬並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。）、阿武隈川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。） H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方ダムの下流（支流を含む。）		
アヒメ	アカシタビラ イカナゴ（稚魚を除く。） イシクゲイ ウスメル ウミナゴ エゾノアイナメ ホタルイナメ キツネバハル クロシシント クロソイ クロダイ コモロカスベ サクララ サブロウ シロメル スズキ スマリイ ハバガレイ ヒガラフ ヒラメ オシガレイ マフナ マコガレイ マゴー ⁺ ムラサイ ヒノスカイ アカハリ スケウララ マグレイ ナガヅカ マジウカ ホシザイ ショウサブ サヨリ カサゴ ユメサゴ ホウボウ ギタムラサキウニ	H24.6.22～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島栃木両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.10.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H25.12.17解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.4.16解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.17～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城栃木両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.26～H27.2.18解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.8.23～H26.10.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H25.3.14～H26.7.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H26.3.25～H26.5.28解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H26.7.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.1.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度26分の線に交わる点と最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線が東経141度4分の線に交わる点を結んだ線に囲まれた海域 H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.4.28解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.6.22～H27.6.30解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国勝利的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H23.7.19～H28.2.35～部除外：金城（他の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除外。）	
牛の肉	H23.11.2～：福島市、南相馬市、広野町、猪苗町、大熊町、双葉町、浪江町、猪苗町、川内町、葛尾村、新郷村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、木曾岬、磐梯町、猪苗町、川内町、大玉村 H23.12.2～：磐城市、猪苗町、田村市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、猪苗町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、郡山市、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、波川村 H23.7.5～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、金津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、北塩原村、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村 H24.1.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、金津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村 H24.1.15～：金城		
内肉	H25.1.30～：金城 H25.1.30～：金城		
カルドンの肉			
キジの肉			
クマの肉	H23.12.2～：磐城市、二本松市、伊達市、木曾岬、磐梯町、猪苗町、猪苗代町、金津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、北塩原村、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村		
ノウサギの肉	H24.1.27～：会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗町、猪苗代町、金津坂下町、猪苗町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村		
ヤマドリの肉	H24.1.15～：金城		

*■の箇所は、出荷制限の対象

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、南上市 H24.10.29~: 青森市 H25.101~: 伊豫武町	
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東部村尻燈台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道より町襟豪岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
タケノコ		H24.5.21~: 岩市、奥州市 H24.5.20~: 鹿角市 H24.11.2~: 岩市、奥州市	
原木クリタケ(露地栽培)		H24.4.18~H27.4.10~: 郡部郡、鮫島高田市、佐伯町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.20~H27.4.10~: 郡部郡、大船渡市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~: 釜石市、奥州市、平泉町 H24.4.26~H27.4.10~: 郡部郡: 岩市、大船渡市、大船渡町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.7~: 釜石町 H24.5.7~H27.4.10~: 郡部郡: 遠野市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H28.10.7~: 郡部郡: 花巻市、北上市、山田町 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木シタケ(露地栽培)		H24.4.10~H25.4.8解除: 遠野市	
原木ナマコ(露地栽培)		H24.10.18~: 大船渡市、能石市 H24.10.23~: 鮫島高田市 H24.11.2~: 岩市、奥州市、鶴前高田町、平泉町	
野菜類		H24.10.11~: 岩市、鳥海市 H24.10.18~: 鳥海市 H24.10.29~: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7~: 遠野市 H25.10.9~: 住田町 H24.5.10~: 岩市、花巻市 H24.5.14~: 遠野市 H24.5.15~: 釜石市 H24.5.16~: 住田町 H25.5.9~: 北上市 H25.5.16~: 遠野市 H27.5.12~: 岩市 H24.5.16~: 岩市、奥州市 H24.5.16~: 釜石市、奥州市 H24.5.16~: 岩市、鶴前高田市 H24.5.17~: 岩市、奥州市 H24.5.18~: 住田町 H24.5.18~: 岩市、花巻市 H24.5.19~: 岩市、鶴前高田市	
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.5.19~: 大船渡市、能石市 H24.5.20~: 鮫島高田市 H24.5.21~: 岩市、奥州市、鶴前高田町、平泉町	
コシアブラ		H24.5.10~: 岩市、花巻市 H24.5.15~: 釜石市 H24.5.16~: 住田町 H25.5.9~: 北上市 H25.5.16~: 遠野市 H27.5.12~: 岩市	
セリ(野生のものに限る。)		H24.5.16~: 岩市、奥州市 H24.5.16~: 釜石市、奥州市 H24.5.18~: 住田町	
ゼンマイ		H24.5.16~: 岩市、花巻市 H24.5.17~: 岩市 H25.5.4~: 平泉町 H24.5.7~: 遠野市	
ワラビ(野生のものに限る。)		H24.5.16~: 岩市、花巻市 H24.5.17~: 岩市 H25.5.4~: 平泉町 H24.5.7~: 遠野市	
雑穀		H25.1.4~H25.2.1~: 一関市 (旧清水村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H27.7.1解除: 一関市 (旧清水村の区域に限る。)	
穀類		H24.11.13~H24.4.11解除: 遠野市 (旧洪茂村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30~H24.5.16解除: 釜石市 (旧衣川村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
水産物		H24.4.25~: 最大高潮時海岸線より岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.18~: 最大高潮時海岸線より岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線より岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H25.6.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線より岩手宮城県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 イワナ(養殖を除く。) H24.5.8~: 青森市 (支度を含む。) 及び渺川(支度を含む。)	
ウグイ		H24.5.11~H27.3.10解除: 岩石県内北上流のうち四十四田ダムの下流 (支度を含む。) (ただし、右石ダムの上流、右石ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、網掛ダムの上流、豊沢ダムの上流、及び平地堰ダムの上流を除く。) H24.6.12~H26.7.31解除: 大船 (支度を含む。) H24.5.11~H26.8.25解除: 大船 (支度を含む。)	
肉		H23.8.1~H23.8.23~: 釜石市 (県の定める出荷・換荷方針に基づき管理される牛を除く。) H24.6.10~: 金城 H24.7.29~: 金城 H24.10.22~: 金城	
宮城県		出荷制限	
タケノコ		H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1~: 丸森町 (丁記の区域を除く。) H24.5.1~H24.6.17解除: 五戸町 (旧耕野村の区域に限る。) H24.5.1~H27.4.24解除: 丸森町 (丸森森及び旧小糸村の区域に限る。) H24.6.29~: 魚沼市	
原木シタケ(露地栽培)		H24.5.10~: 白石市、角田市 H24.5.18~: 魚沼市 H24.5.15~: 五戸町 H24.5.16~: 仲町 H24.5.17~: 五戸町 H24.5.18~: 魚沼市、南三陸町 H24.5.19~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10~: 郡部郡: 大船市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~H28.8.23~: 郡部郡: 東松島市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
野菜類		H24.4.27~: 仙台市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~: 仙台市、大崎市 H24.9.24~: 仙台市 H24.4.27~: 魚沼市 H24.5.10~: 魚沼市 H24.5.19~: 大崎市 H24.4.27~H27.2.19~: 郡部郡: 仙台市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.2.19~: 郡部郡: 大崎市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.18~: 魚沼市、大崎市 H24.9.24~: 仙台市 H24.4.27~: 魚沼市 H24.5.10~: 魚沼市 H24.5.19~: 大崎市 H24.4.27~H27.2.19~: 郡部郡: 仙台市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.2.19~: 郡部郡: 大崎市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
クサソテツ(こごみ)		H24.4.27~H27.8.25~: 郡部郡: 大船市 (被殺されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2~H27.2.25解除: 加茂川 H24.8.9~: 生米市、黒川郡 H24.8.9~: 仙台市、南三陸町 H24.8.11~: 黒川郡、七ヶ宿町 H24.8.7~: 大崎市 H24.8.19~: 大崎市 H24.4.27~H27.2.19~: 郡部郡: 仙台市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.7~H27.2.19~: 郡部郡: 大崎市 (ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
コシアブラ		H24.8.9~: 生米市、黒川郡 H24.8.9~: 仙台市、南三陸町 H24.8.11~: 黒川郡、七ヶ宿町 H24.8.7~: 大崎市 H24.8.17~: 黒川郡、丸森町 H24.8.19~: 大崎市 H24.4.27~H27.8.25~: 郡部郡: 大船市 (被殺されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2~H27.2.25解除: 加茂川 H24.8.9~: 生米市、黒川郡 H24.8.9~: 仙台市、南三陸町 H24.8.11~: 黒川郡、七ヶ宿町 H24.8.7~: 大崎市 H24.8.17~: 黒川郡、丸森町 H24.8.19~: 大崎市 H24.4.27~H27.8.25~: 郡部郡: 仙台市 (被殺されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2~H27.2.25解除: 加茂川	
ゼンマイ		H24.8.17~: 黒川郡、丸森町 H24.8.17~: 大崎市 H24.4.27~H27.8.25~: 郡部郡: 仙台市 (被殺されるクサソテツは出荷制限の対象から除く。) H24.5.2~H27.2.25解除: 加茂川	
タラメ(野生のものに限る。)		H24.8.25~: 気仙沼市、栗原市、大崎市	
雑穀		H25.1.4~H25.3.15~: 一部解除: 美田村 (日本金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) ~H26.5.1~: 仙台市 (日本金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
穀類		H23.8.19~: 栗原市 (旧羽双井村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.16~H24.4.11解除: 美田村 (日本金田村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14~H24.25~: 仙台市 (旧一美村の区域に限る。) (県の定める管理計画に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
クロダイ		H24.6.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ		H24.6.18~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排特色的經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ		H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排特色的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ		H24.5.30~H24.5.41解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排特色的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒガシマヅメ		H25.6.4~H25.8.30解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排特色的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒンメリ		最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、我が国排特色的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ		H24.5.2~H24.30解除: マダラ (1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2~H25.1.17解除: マダラ (1尾の重量が1キログラム以上のもの)	
ヒガシマヅメ		H24.5.30~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排特色的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた両市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アユ(養殖を除く。)		H23.6.27~: 宮城県内の阿武隈川 (支度を含む。) 及び七ヶ宿ダムの上遊を除く。) H23.6.27~H23.12.35解除: 宮城県内の阿武隈川 (支度を含む。) のうち、白崎堤壩より上流の白石川 (支度を含む。)	
ヤマメ(養殖を除く。)		(H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川 (支度を含む。) ただし、七ヶ宿ダムの上遊を除く。) H24.5.14~: 大船郡の八戸ダムより上流 (支度を含む。) 及び各取水の取水点の上遊 (支度を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.24~: 三陸川のうち鳴子ダムの上遊 (支度を含む。) 及び松川 (支度を含む。) ただし、潮来及びひき波津川のうち鳴子ダムの上遊 (支度を含む。) H24.5.26~: 江刺川のうち鳴子ダムの上遊 (支度を含む。) 及び二級川のうち鳴子ダムの上遊 (支度を含む。) H24.8.26~: 一級川のうち花山ダムの上遊 (支度を含む。) 及び三石川のうち花山ダムの上遊 (支度を含む。)	
ウグイ		H24.4.20~: 宮城県内の阿武隈川 (支度を含む。) 及び七ヶ宿ダムの上遊を除く。) H24.4.20~H24.8.25解除: 宮城県の大川 (支度を含む。)	
牛の肉		H23.7.28~H23.8.19~: 郡部郡: 金城 (県の定める出荷・換荷方針に基づき管理される牛を除く。)	
イシシの肉		H24.8.22~: 角田市、丸森町、山元町	
クマの肉		H24.8.25~: 金城 (上記地域を除く。)	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年7月1日現在

山形県		出荷制限
肉 フラの肉	H24.8.10～：全城	出荷制限
福島県		出荷制限
原乳	H23.2.3～4.10解除：全域	
ホウレンソウ	H23.2.21～4.17解除：全城(下記の地域を除く。)	
カキナ	H23.2.21～4.17解除：全城	
バセリ	H23.2.23～4.17解除：全城	
タケノコ	H24.4.8～：鹿嶋市、小美玉市 H24.4.6～H27.4.17解除：つくばみらい市 H24.4.18～：石岡市、鎌ヶ谷市、茨城町、利根町	
野菜類	H24.4.13～H27.4.17解除：守谷市	
原木シタケ(露地栽培)	H23.11.10～：茨城町、阿見町 H24.4.8～：常陸大宮町、守谷市、つくばみらい市	
原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～：土浦市、鉢田市 H23.11.10～：土浦市	
コシアブラ	H24.8.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.8.10～：常陸大宮市(野生のものに限る。)	
イシガレイ	H24.7.5～：最大高周波海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スズキ	H24.4.17～：最大高周波海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県と千葉県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
シロメバル	H24.4.19～：最大高周波海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県と千葉県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17～H25.2.8解除：最大高周波海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県と千葉県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.11.9～H27.3.20解除：最大高周波海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県と千葉県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17～H24.9.30解除：最大高周波海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県と千葉県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモクスカベ	H24.8.1～H27.2.20解除：最大高周波海岸線上福島県與県界の正東の側、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城県と千葉県與県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカマグ(養殖を除く。)	H24.4.17～：常陸太田市、茨城太田市、北浦及び外洋漁港等にこれらの中海に流入する河川並びに常陸利根川	
チシブ(養殖を除く。)	H24.8.7～：常陸太田市、北浦及び外洋漁港等にこれらの中海に流入する河川、並びに常陸利根川	
ウナギ	H24.8.7～H26.1.30：茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
肉 イノシシの肉	H25.1.2～H23.12.1～H23.12.1～：部解禁：県の定める出荷・検査方針に基づき管理される肉を除く。)	
その他 茶	H23.6.2～H25.11.1解除：結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～10.18解除：吉井市、常総市、坂東市、八代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大洗町 H23.6.2～H24.5.23解除：常陸太田市、茨城太田市 H23.6.2～H24.5.30解除：石岡市、郡原市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除：鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除：つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除：鉾田市 H23.6.2～H25.5.29解除：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除：小美玉市	
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.2.21～4.21解除：那須塩原市、佐野市	
カキナ	H23.2.21～4.27解除：全城	
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.15～：那須塩原市、矢板市 H24.4.10～：さくら市、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.10～H27.8.5～：那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.11～H27.2.20～：那須町、大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.12～：足利市、那珂市、真岡市、那須塩原市、上三川町、市原町、利根町 H24.4.12～H27.2.20～：那須町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.13～：那須市、(那須古河町を除く。)、壬生町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15～H28.10.23～：部解禁：那須塩原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.2.15～H28.10.23～：部解禁：那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～H26.8.23～：部解禁：那須町 H24.4.12～H27.2.20～：部解禁：大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.29～H28.8.23～：部解禁：大田原市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.4～H28.4.17～：部解禁：那須市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.23～H27.8.15～：部解禁：壬生町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.2～H28.10.23～：部解禁：日本市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.7～：那須塩原市、矢板市 H23.11.8～：大田原市、那須塩原市 H23.11.14～：足利市、那珂市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茨木町、市原町、利根町、高根沢町 H24.11.5～：宇都宮市 H24.11.6～：那須市 H24.11.8～：壬生町	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.11.14～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：那須市 H24.10.16～：那須町 H24.10.25～：佐野市 H24.11.2～：那須市 H24.11.8～：壬生町 H24.11.12～：那須川町 H24.11.19～：那須烏山市 H24.12.1～：大田原市	
野菜類		
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2～：日本市、真岡市、那須塩原市、益子町、那须川町 H24.8.7～：那須市 H24.8.9～：矢板市 H24.8.15～：那須町 H24.8.29～：大田原市 H24.10.10～：佐野市 H24.10.12～：那須烏山市 H24.7.18～：茨木町	
タケノコ	H24.5.1～：那須塩原市、那須町 H24.5.7～：日本市、大田原市 H24.6.19～：那須市	
クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.1～：大田原市、那須町 H24.5.2～：那須塩原市、那須町 H24.5.1～：大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～：那須市、那須町	
コシアブラ(野生のものに限る。)	H24.5.7～：那須塩原市、日光市 H24.5.15～：さくら市 H24.4.25～：那須川町 H24.4.25～：高根沢町 H24.4.30～：那須町	
サンショウ(野生のものに限る。)	H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.5.14～：那須塩原市、日光市 H24.5.19～：大田原市	
ゼンマイ(野生のものに限る。)	H24.5.7～：那須市 H24.8.7～：那須市	
カラメ(野生のものに限る。)	H24.4.27～：大田原市、矢板市 H24.5.1～：那須町 H24.5.2～：市原町 H25.4.16～：宇都宮市	
ワラビ(野生のものに限る。)	H25.4.15～：益子町 H25.4.18～：日本市 H25.5.1～：さくら市 H25.5.17～：大田原市、那須市 H25.4.16～：宇都宮市、日光市 H25.5.29～：矢板市	
クリ	H24.9.14～：那須塩原市、那須町 H24.9.18～：大田原市	

※□の箇所は、出荷制限の対象

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: み野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H25.5.30～H24.9.28解除: 大戸川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)
	牛の肉 イノシシの肉 シカの肉	H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。) H23.8.2～H28.8.25～部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H23.12.2～H23.12.5～部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.2～： 金城
肉	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
		出荷制限
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域 H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.25～： 渋川市、東吾妻町、綿村 H24.10.10～： 高崎市 H24.10.18～： 安中市 H24.10.22～： 長野原町 H24.11.3～： 小諸市
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～： 岩舟川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所蓄黄川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 薮根川(支流を含む。) H24.4.27～H24.5.25解除: 小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～H24.11.9解除: 岩舟川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所蓄黄川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.8～H25.6.28解除: 海瀬川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉 クマの肉 シカの肉 ヤマドリの肉	H24.10.10～： 金城 H24.8.10～： 金城 H24.11.4～： 金城 H24.1.23～： 金城
	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 栃木市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
		出荷制限
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.6～： 飯能町、皆野町 H24.10.29～： 七日が野町 H24.11.5～： 鳩山町
		出荷制限
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ シニギキ、テンナンサイ、サンチュ パセリ セリリー	H23.4.4～4.22解除: 茎市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解除: 茎市 H23.4.4～4.22解除: 須浦市 H23.4.4～4.22解除: 浦市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.8～： 美郷子市、東町
		H24.4.11～H27.1.22解除: 柏原市、白井市
		H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市
		H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市
		H24.4.13～H25.10.23解除: 芦川町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.11～： 美郷子市
		H23.10.11～H28.10.14～部解除: 船橋市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.11.18～： 船橋市
		H23.12.22～H28.10.14～部解除: 佐倉市
		H24.2.23～： 印西市 H24.4.10～： 白井市 H24.4.19～： 千葉市、八千代市
水産物	ヤシナギの肉 クマの肉 シカの肉 イノシシの肉	H24.5.18～H28.3.19～部解除: 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるヤシナギの肉(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H28.10.14～部解除: 宝町市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるヤシナギの肉(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.18～H28.3.19～部解除: 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるヤシナギの肉(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H28.11.20～部解除: 宝町市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるヤシナギの肉(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	肉	H24.11.14～H28.10.14～部解除: 宝町市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理されるヤシナギの肉(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。)
	茶	H24.7.19～： 佐原市 H26.7.3～： 佐原市(河川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛用水機場及び印旛水門の上流、兩海用水第一過水機場の下流、八勝川、寺田溝並びに由田浦川を除く。)
		H23.7.2～H24.5.21解除: 浦市 H23.8.2～H24.5.25解除: 人見市 H23.8.2～H24.5.28解除: 野市市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.2～8.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 瑞穂町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.11解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 港南原町
新潟県		出荷制限
農産物	肉 クマの肉	H24.11.5～： 全域(鹿島市及び栗島漁村を除く。)
		出荷制限
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～： 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
		出荷制限
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～： 鰐井沢町、御代田町 H24.10.1～： 小布施町、南佐久村 H24.10.1～： 佐久市 H25.10.1～： 小布施町 H25.10.21～： 佐久市 H26.5.21～： 長野市、櫛井沢町 H26.5.29～： 中野市、厚沢蔵村 H27.5.29～： 木曾平村
	コシアブラ	
		出荷制限
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～： 間諭場市、小山町 H25.10.3～： 富士宮市、富士市 H26.10.7～： 鶴勝市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成27年7月1日現在

福島県		摂取制限
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
非球形葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
		H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～5.4解除：いわき市
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
原木シタケ(露地)		H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に関する野生キノコに限る)
		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象